

令和3年1月12日
庁議資料

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

狛 江 市
一般社団法人 日本福祉用具供給協会

災害時における介護用品等の供給に関する協定書

狛江市を「甲」とし、一般社団法人 日本福祉用具供給協会を「乙」とし、甲と乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が福祉避難所等における介護用品等の供給を乙から受けることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における介護用品等の確保を図るため、介護用品等の供給の必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、介護用品等供給要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに当該要請書を提出するものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(介護用品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する介護用品等の範囲は次のとおりとする。

- (1) ベッド
- (2) 車椅子
- (3) 杖
- (4) 歩行器
- (5) エアマット
- (6) マットレス
- (7) ポータブルトイレ
- (8) 吸引器
- (9) その他甲が指定するもの

(介護用品等の引取り)

第5条 介護用品等の引取りの場所については、甲と乙が協議し、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第6条 介護用品等の搬送については乙が行うものとし、搬送経路の確保について、甲は必要な措置を講じるものとする。ただし、乙の対応が難しい場合、甲が協力して搬送を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙から供給された介護用品等の代金、乙が負担した搬送の経費等甲からの要請に基づく対応に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

- 2 乙は、介護用品等の供給をレンタルにより行うものとする。ただし、災害の状況又は乙の在庫状況その他の理由により購入することができるものとする。
- 3 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(請求及び支払)

第8条 乙は、納入後、速やかに品目等を甲に報告し、介護用品等の代金及び所要経費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙に請求された経費については、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(連絡先)

第9条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

- 2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあつては東京ブロック事務局と本部事務局の本件管理者を当該責任者とするものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

令和2年 12月 25日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用
理事長 小野木 孝

